

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則を次のとおり改正する。

現行			改正案			備考
<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			<p>本則</p> <p>(支給範囲)</p> <p>第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p>			
<u>部局等</u>	<u>職務区分</u>	<u>適用区分</u>	<u>組織</u>	<u>職務区分</u>	<u>適用区分</u>	
大学院	研究院長	I種	大学院	研究院長	I種	
	学部長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)		学部長	I種(生物システム応用科学府長にあつてはII種)	
	研究科長	III種		研究科長	III種	
学部	学部長	I種	学部	学部長	I種	
	学科長	V種		学科長	V種	
図書館	図書館長	III種	図書館	図書館長	III種	
大学教育センター	センター長	III種	大学教育センター	センター長	III種	
産官学連携・知的財産センター	センター長	III種	産官学連携・知的財産センター	センター長	III種	
国際センター	センター長	V種	国際センター	センター長	V種	
保健管理センター	センター所長	V種	保健管理センター	センター所長	V種	
総合情報メディアセンター	センター長	V種	総合情報メディアセンター	センター長	V種	
附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	IV種	研究戦略センター	センター長	V種	
	農学部附属硬蛋白質利用研究施設長	V種		チーム長	VI種	
教育研究評議会	評議員(部局長である者を除く。)	IV種	附属施設	農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター長	IV種	
本部	総括本部長	I種		農学部附属動物医療センター長	V種	
				農学部附属硬蛋白質利用研究施設	V種	

	部長	II 種		長	
	課長	IV 種(別に定める役職 にあつては III 種)		教育研究評議会	評議員(部局長である者を除く。) IV 種
			事務局	事務局長	I 種
				部長	II 種
				事務長	III 種
				課長(学生総合支援課長、研究支援課長、総務課長及び財務課長に限る。)	
				課長	IV 種
				課長補佐及び事務長補佐(室長を命ぜられた者に限る。)	V 種
			事務局以外の 事務組織	監査室長	IV 種
				課長	V 種
			課長補佐(室長を命ぜられた者に限る。)		

附 則 (24 細則第 6 号)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。